

より承諾の返電ありたるを以て、コロンボに於ける會場其の他の準備を、同地の日本人有力者南部慶三氏に依頼し、同會議に對する準備對策は、組合會議第三回及第四回執行委員會に於て協議決定し、愈々結成大會が開かれるに至つたのである。

結 成 大 會

日時 一九三四年五月十日

場所 錫蘭錫蘭労働總同盟本部に於て

出席者 左の如し

日本——菊川忠雄(全國労働組合同盟主事) 鈴木倉吉(海員協會庶務部長) 岩永榮(東電従業員組合執行委員長) 鈴木悅

一郎(全國労働組合同盟西事務局長)。

印度——ジャムアダン・メータ(全國労働組合聯合會長) エス・シー・ジョーシ(全印鐵道従業員組合組合長) エヌ・エムジ

ョーシ(全國労働組合同盟準備委員)。

錫蘭——ステフェン・ウイリアム・ダスセナイカ(錫蘭國會議員、錫蘭労働黨副會長) エー・イー・ケーネンハ(錫蘭労働黨

會長、錫蘭労働總同盟會長、錫蘭國會議員、コロンボ市會議員) アール・カマガスングラム(錫蘭労働總同盟主事錫蘭勞

働黨書記長) シー・ジェ・シー・シルバ(錫蘭労働黨會計) シー・ダブリュ・エス・フェルナンド博士(錫蘭労働黨名譽主事)

ミス・ジェ・フェルデインナド

傍聴者——ビー・ビー・ビライ(國際労働事務局印度支局長) 鮎澤辰(壽府國際労働事務局員)

議長 グーネンシハ氏

議題の主たるもの左の如し

(一)一九二九年に一旦假決議された規約草案を確定決議する事。

(二)一九三三年度國際労働總會の議題に對する亞細亞側の對策の決定並びに一般的労働問題決議を採擇する事。

(三)亞細亞労働會議の役員を選定する事。

第一の問題、即ち一九二九年假決定規約草案の確認については、左の數點の修正を除くの外全部原案通り確認された。

(イ)原案に於ては年度大會を開く事となつて居つたが、これを隔年ごとと聞く事と修正された。

(ロ)原案では主事一名となつて居つたものを二名に増員する事に修正された。

(ハ)原案にあつた加盟團體除名條項を全部削除した。

第二の問題については左記の如く、合計十二の決議が採擇された。

採擇された諸決議

(一)賃銀低下、労働強化を招來する産業合理化運動反對に關する決議。

(提案者、印度、エス・シー・ジョーシ氏、賛成者、錫蘭、ダスセナイカ、日本、鈴木悅次郎)

(二)失業問題解決策としての労働時間短縮其他の基本的労働問題解決に關する決議。

(提案者、錫蘭、ミス・フェルデインナド、賛成者、印度、フランス、日本、岩永榮)

(三)ファシズム反對、民主主義擁護に關する決議

(提案者、日本菊川忠雄、賛成者、錫蘭、フェルナンド博士印度メータ)